

L P ガスタンクローリ所有者 各位

## L P ガスタンクローリ一斉点検の注意点について

L P ガスタンクローリ事故防止委員会

### ① 点検はL P ガスタンクローリ所有者自らの責任で行いましょう。

L P ガスタンクローリ所有者のみなさんが**自らの責任において**点検を実施し、結果を点検票に記入する制度となっています。原則として点検結果確認基地等では点検は行いません。なお、自らが点検を実施できない場合には、L P ガスタンクローリ検査会社において点検を受け、点検票に記入して貰って下さい。（この場合の検査費用は実費となります。）

### ② オーナーコード番号は封筒メーリングシール下部に記載しております。

点検票に記入する「**オーナーコード番号**」は、本書類が入っていた封筒に貼ってあるメーリングシール(住所が印刷されたもの)下部のコード番号の欄に印字された**5桁の数字**ですので、**封筒は紛失しないよう**にお願いします。紛失その他によりオーナーコード番号が分からない場合は、お手数ですが委員会事務局までご確認下さい。

### ③ ステッカーについて

点検の結果を記入した点検票を点検結果確認基地等へ提出し、基地で点検結果の確認を受けて下さい。点検結果確認基地等の所在地につきましては点検要領に記載させて頂いております。点検結果が良好であることが確認されれば、従来どおりステッカーが交付されることとなります。

### ④ 民生用バルクローリ（充てん設備）の所有者の皆様へ

民生用バルクローリ所有者（充てん設備）の場合で、基地に入構する機会がない場合でも、原則最寄りの点検結果確認基地等において点検結果の確認を受けた上、同様の手続きによりステッカーの交付を受けて下さい。基地が遠方にある等、やむを得ず基地での点検結果の確認を受けられない場合には、自主点検を行った上、点検結果を記入した点検票を事務局宛にご返送下さい。ただし、この場合にはステッカーは交付されません。何らかの理由でステッカーが必要な場合には、点検結果確認基地としての登録手続きをして頂ければ、ステッカーを送ることが可能となります。この場合は、点検要領の別表3に点検結果確認基地等として記載させて頂きますので、他社から点検結果確認の依頼があった場合には点検結果の確認にご協力下さい。

なお、ご質問等がございましたら、下記（事務局）までお願いします。  
また、L P ガスタンクローリ所有者の皆様の中で関係書類が届いていない場合には、お手数ですが、事務局までご連絡下さい。至急関係書類をお送りします。

〒105-8447

東京都港区虎ノ門 4-3-13 ヒューリック神谷町ビル

TEL. 03(3436)6103 Fax. 03(3438)4163

高圧ガス保安協会 保安技術部門

(L P ガスタンクローリ事故防止委員会事務局)